

ADL 維持等加算取得促進事業報奨金交付要綱

令和8年3月2日

福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、利用者のADL(日常生活動作)及び要介護度の維持改善に資する取組を行った介護サービス事業所に対し、報奨金を予算の範囲内において交付し、もって要介護高齢者の自立支援及び重度化の防止の取組を促進することを目的とする。

(交付対象)

第2条 福岡市長(以下、「市長」という。)は、次の各号の全てに該当する介護サービス(以下、「サービス」という。)の提供を行う事業所及び施設(以下、「事業所等」という。)を運営する法人又は開設者(以下、「運営法人等」という。)に対して、報奨金を交付するものとする。

- (1)福岡市内において、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスの提供を行う事業所等であること。
- (2)報奨金の交付を申請する年度の10月1日(以下、「基準日」という。)において、別表1に掲げるサービスを提供し、介護報酬におけるADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。
- (3)報奨金の交付を申請する年度内において、ふくおか元気向上チャレンジ(在宅高齢者の要介護状態改善事業)実施要綱第12条第1項及びふくおか元気向上チャレンジ(在宅高齢者の要介護状態改善事業)インセンティブ付与基準別表3に定める報奨金の交付を受けていないこと。(インセンティブ付与の対象となり、報奨金の交付を辞退した場合を除く)
- (4)申請日の属する年の前年度4月1日以降に、介護保険法に基づく勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと。

(報奨金の交付)

第3条 報奨金は、前条の各号全てを満たした運営法人等を交付対象とする。また、基準日の前年10月1日から基準日の前日(9月30日)まで、引き続き在籍している利用者のうち、当該期間内に区分変更及び更新を行った者(ただし、要介護度が改善した結果、加算判定基準日前に退所となった者を含む。)について、別表2に定める算定要件により要介護度の区分変更及び更新の前後を比較して要介護度が維持又は改善した場合は、報奨金の額を増額する。

(報奨金の交付額)

第4条 1事業所あたりの報奨金の交付額は別表2のとおりとする。

(報奨金の交付申請)

第5条 この報奨金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、ADL 維持等加算

取得促進事業報奨金交付申請書(様式第1号)に關係書類を添えて別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。ただし、福岡市電子申請サイトにおいて、指定する申請フォームを用いる場合、様式第1号を提出せずに申請することができる。

(報奨金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による報奨金の交付申請があったときは、様式第1号及び關係書類の審査等を行い、適当と認めるときは、第8条に掲げる事項を条件に報奨金の交付決定をするものとし、その決定の内容を ADL 維持等加算取得促進事業報奨金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。また、適正な交付を行うため、必要があるときは、市長は申請者に対し、資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

(報奨金の交付手続)

第7条 前条の規定による報奨金の交付対象となった申請者は、市長が別に指定する日までに、ADL 維持等加算取得促進事業報奨金口座振替依頼書(様式3号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の口座振替依頼書を受理したときは、内容を審査の上、ADL 維持等加算取得促進事業報奨金支払通知書(様式第4号)により、申請者に通知し、速やかに報奨金を交付するものとする。

3 報奨金は口座振替により交付する。

(交付の条件)

第8条 報奨金の交付の決定に当たっては、報奨金の交付の目的を達成するために、次の条件を付するものとする。

(1)決定の取消し

市長は、交付決定を受けた者が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき。

イ 報奨金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

ウ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2)報奨金の返還

市長は、(1)の規定により報奨金の交付の決定を取り消した場合において、既に報奨金が交付されているときは、交付決定を受けた者に対し、ADL 維持等加算取得促進事業報奨金返還通知書(様式第5号)を送付し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(3)關係書類の保管

交付決定を受けた者は、当該報奨金の申請に必要な証拠書類を整理し、かつ証拠書類を交付決定日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(4) 違約加算金及び延滞金

ア 交付決定を受けた者は、(1)の規定により報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る報奨金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該報奨金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)に違約加算金を付して納付しなければならない。

イ 交付決定を受けた者は、報奨金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、延滞金を納付しなければならない。

ウ ア及びイに定める金額は、民法(明治29年法律第89号)第404条の定めるところにより算定するものとする。

(5) その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この報奨金の全部又は一部を市に納付させることができる。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、報奨金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員に該当する者があるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、申請者が前項各号のいずれかに該当したときは、報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業完了後の調査等)

第10条 申請者は、報奨金の交付後であっても、市の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

対象サービス
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

別表2(第3条及び第4条関係)

区分	算定要件	報奨額
1 基礎分 (ADL維持等加算)	基準日現在、介護報酬におけるADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定 なお、基礎分の交付は3回を上限とする。	100,000円
2 加算分1 (要介護度の改善)	基準日の前年10月1日から基準日の前日(9月30日)まで、在籍している利用者のうち、当該期間内に区分変更及び更新を行った者(ただし、要介護度が改善した結果、加算判定基準日前に退所となった者を含む。以下、「判定対象者」という。)について、要介護度の区分変更及び更新の前後を比較して算出した値(以下、「要介護度変化値」という。)の合計がゼロを下回った場合 なお、要介護度変化値は、判定対象者の要介護度の区分を以下のとおり係数化し、加算判定基準日の数値から基準日の数値を減じて算出する。 【自立=0、要支援1=1、要支援2・要介護1=2、要介護2=3、要介護3=4、要介護4=5、要介護5=6】	1に以下の額を加算 150,000円
3 加算分2 (要介護度の維持)	判定対象者について、前回の要介護認定から今回の要介護認定の期間に1年あたり0.1を乗じて算出した値(以下、「経年変化値」という。)の合計と要介護度変化値の合計を比較し、要介護度変化値の合計がゼロ以上経年変化値の合計以下の場合	1に以下の額を加算 100,000円
4 加算なし (要介護度の重度化、又は判定不可)	以下の①又は②のいずれかに該当する場合 ① 判定対象者について、要介護度変価値の合計と経年変化値の合計を比較し、要介護度変化値の合計が経年変化値の合計を上回った場合 ② データの不存在や判定対象者がいない等の理由により、利用者の要介護度の変化を測定できない場合	1の額のみ